ご参考：供給条件の変更（新旧対照表）　　（ガス灯）

現行	備　考	変更後
目　　次		目　　次
1. 対象となるお客さま		1. 対象となるお客さま
2. 選択約款の変更		2. 選択約款の変更
3. 用語の定義		3. 用語の定義
4. 適用条件		4. 適用条件
5. 契約の締結および契約期間		5. 契約の締結および契約期間
6. ガスメーターの不設置		6. ガスメーターの不設置
7. 使用量の算定		7. 使用量の算定
8. 料金		8. 料金
9. 料金の支払方法		9. 料金の支払方法
10. 延滞利息		10. 延滞利息
	追加	11. 単位料金の調整
11. 名義の変更	変更	12. 名義の変更
12. 契約の変更または解約	変更	13. 契約の変更または解約
13. その他	変更	14. その他
付則		付則
別表		別表
1. 対象となるお客さま		1. 対象となるお客さま
この選択約款は、当社が定める託送供給約款別表第12の供給区域で「四街道12A地区」に位置付けられ、かつ、４の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。	変更	この選択約款は、当社が定める託送供給約款別表第12の供給区域で「東京地区等」に位置付けられ、かつ、４の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。
2. 選択約款の変更		2. 選択約款の変更
(1)　当社は、当社が定める託送供給約款、ガス基本約款または一般ガス供給約款を変更した場合、法令の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、この選択約款を変更することがあります。この場合、原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の選択約款によるものとし、(2)および(3)に従ってお客さまにお知らせいたします。		(1)　当社は、当社が定める託送供給約款、ガス基本約款または一般ガス供給約款を変更した場合、法令の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、この選択約款を変更することがあります。この場合、原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の選択約款によるものとし、(2)および(3)に従ってお客さまにお知らせいたします。
(2)　選択約款の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。		(2)　選択約款の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。		① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。		② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
(3)　選択約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更や、選択約款の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。		(3)　選択約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更や、選択約款の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。
3. 用語の定義		3. 用語の定義
この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。		この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。
(1)　「ガス灯」とは、光源としてガスを使用する照明機器をいいます。		(1)　「ガス灯」とは、光源としてガスを使用する照明機器をいいます。
(2)　「契約容量」とは、ガス灯の定格入力(キロワット)に3.6を乗じたのち標準熱量（メガジュール）で除し、小数点第４位以下を切り捨てたものをいいます。		(2)　「契約容量」とは、ガス灯の定格入力(キロワット)に3.6を乗じたのち標準熱量（メガジュール）で除し、小数点第４位以下を切り捨てたものをいいます。
(3)　「契約１日あたり使用時間」とは契約期間における各月の１日あたりの平均使用時間といたします。この場合、その計算の結果、小数点第２位以下を切り捨てます。		(3)　「契約１日あたり使用時間」とは契約期間における各月の１日あたりの平均使用時間といたします。この場合、その計算の結果、小数点第２位以下を切り捨てます。
(4)　「契約月別使用量」とは契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいい、ガス灯の定格入力（キロワット）に3.6を乗じたのち標準熱量（メガジュール）で除した値に、契約１日あたり使用時間および各月の月間日数を乗じて求めた値といたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。		(4)　「契約月別使用量」とは契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいい、ガス灯の定格入力（キロワット）に3.6を乗じたのち標準熱量（メガジュール）で除した値に、契約１日あたり使用時間および各月の月間日数を乗じて求めた値といたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
(5)　「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。		(5)　「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
(6)　「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。		(6)　「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
(7)　「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。		(7)　「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
	追加	(8)　「単位料金」とは、11に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。
(8)　「ガス小売事業者」とは、ガス事業法第２条第３項に規定される事業者をいいます。	変更	(9)　「ガス小売事業者」とは、ガス事業法第２条第３項に規定される事業者をいいます。
(9)　「託送供給約款」とは、ガス事業法第２条第６項に規定される一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいい（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）、本約款においては当社の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）をいいます。	変更	(10)　「託送供給約款」とは、ガス事業法第２条第６項に規定される一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいい（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）、本約款においては当社の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）をいいます。
(10)　「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第２条第５項に規定される事業を営む当社の部門を指します。	変更	(11)　「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第２条第５項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

現行	備　考	変更後
（11）　「スイッチング」とは、同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。	変更	（12）　「スイッチング」とは、同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。
4. 適用条件		4. 適用条件
この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。		この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。
（1）　道路・公園等にガス灯を設置する需要であること。		（1）　道路・公園等にガス灯を設置する需要であること。
（2）　契約年間使用量が584,239立方メートル未満であること。	変更	（2）　契約年間使用量が50万立方メートル未満であること。
5. 契約の締結および契約期間		5. 契約の締結および契約期間
（1）　この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、ガス灯１基を１需要場所として、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を当社と締結していただきます。		（1）　この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、ガス灯１基を１需要場所として、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を当社と締結していただきます。
（2）　お客さまが、新たにこの選択約款にもとづく契約の締結を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものといたします。		（2）　お客さまが、新たにこの選択約款にもとづく契約の締結を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものといたします。
① 契約容量		① 契約容量
② 契約１日あたり使用時間		② 契約１日あたり使用時間
③ 契約月別使用量		③ 契約月別使用量
④ 契約年間使用量		④ 契約年間使用量
（3）　契約期間は原則として１年間とし、契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は１年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。		（3）　契約期間は原則として１年間とし、契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は１年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
（4）　当社は、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から１年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。		（4）　当社は、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から１年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
（5）　当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。		（5）　当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。
6. ガスメーターの不設置		6. ガスメーターの不設置
当社は、ガス灯のガス使用量を算定するガスメーターを設置いたしません。		当社は、ガス灯のガス使用量を算定するガスメーターを設置いたしません。
7. 使用量の算定		7. 使用量の算定
当社は、ガス灯の使用量を算定するための検針を行いません。ただし、料金算定期間の確定のため、次の日に検針を行ったものと見なします。		当社は、ガス灯の使用量を算定するための検針を行いません。ただし、料金算定期間の確定のため、次の日に検針を行ったものと見なします。
（1）　新たにガスの使用を開始した日		（1）　新たにガスの使用を開始した日
（2）　当社があらかじめ定めた日		（2）　当社があらかじめ定めた日
（3）　契約を解約した日		（3）　契約を解約した日
（4）　ガス基本約款31に定めるガスの供給を停止した日		（4）　ガス基本約款31に定めるガスの供給を停止した日
（5）　ガス基本約款32に定めるガスの供給を再開した日		（5）　ガス基本約款32に定めるガスの供給を再開した日
8. 料金		8. 料金
（1）　当社は、別表の料金表を適用して、７の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。		（1）　当社は、別表の料金表を適用して、７の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
（2）　当社は、料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。		（2）　当社は、料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。
（3）　料金は、ガス基本約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）がガス基本約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。		（3）　料金は、ガス基本約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）がガス基本約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
（4）　お客さまと当社との協議により当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、（3）の規定にかかわらず、ガス基本約款の規定によるものといたします。		（4）　お客さまと当社との協議により当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、（3）の規定にかかわらず、ガス基本約款の規定によるものといたします。
（5）　お客さまが新たにガスのご使用を開始した日と契約開始日が同日の場合は、ガス基本約款18の規定にもとづき日割計算を行います。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。		（5）　お客さまが新たにガスのご使用を開始した日と契約開始日が同日の場合は、ガス基本約款18の規定にもとづき日割計算を行います。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
（6）　お客さまの都合や契約違反によりこの選択約款にもとづく契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（1）の規定にもとづき算定した１か月あたりの基本料金全額と算定いたします。		（6）　お客さまの都合や契約違反によりこの選択約款にもとづく契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（1）の規定にもとづき算定した１か月あたりの基本料金全額と算定いたします。
9. 料金の支払方法		9. 料金の支払方法
（1）　ガスをご使用になるお客さまは、料金（10の規定による延滞利息を含みます。（2）において同じ。）を毎月お支払いいただきます。		（1）　ガスをご使用になるお客さまは、料金（10の規定による延滞利息を含みます。（2）において同じ。）を毎月お支払いいただきます。
（2）　料金は、（3）の場合を除き、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。		（2）　料金は、（3）の場合を除き、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。
（3）　ガス基本約款32（1）①および②に規定する料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。	変更	（3）　ガス供給約款32（1）①および②に規定する料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。
10. 延滞利息		10. 延滞利息
（1）　お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、ガス基本約款26（1）②に関わらず、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。		（1）　お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、ガス基本約款26（1）②に関わらず、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。
（2）　延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。		（2）　延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

現行	備　考	変更後
算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274%（１円未満の端数切り捨て）		算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274%（１円未満の端数切り捨て）
（備考）		（備考）
消費税等相当額の算定方法は、別表第１（3）のとおりといたします。		消費税等相当額の算定方法は、別表第１（3）のとおりといたします。
（3）　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。		（3）　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
（4）　延滞利息の支払期限日は、（3）の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。		（4）　延滞利息の支払期限日は、（3）の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。
	追加	11．単位料金の調整
	追加	（1）　当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第１（4）のとおりといたします。
	追加	①　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
	追加	調整単位料金（１立方メートルあたり）
	追加	＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（１＋消費税率）
	追加	②　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
	追加	調整単位料金（１立方メートルあたり）
	追加	＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（１＋消費税率）
	追加	（備考）
	追加	上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨て。
	追加	（2）　（1）の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
	追加	①　基準平均原料価格（トンあたり）
	追加	57,250円
	追加	②　平均原料価格（トンあたり）
	追加	別表第１（4）に定められた各３か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりＬＮＧ平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりＬＰＧ平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が91,600円以上となった場合は、91,600円といたします。
	追加	平均原料価格
	追加	＝トンあたりＬＮＧ平均価格×0.9479
	追加	＋トンあたりＬＰＧ平均価格×0.0546
	追加	③　原料価格変動額
	追加	次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。
	追加	a．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
	追加	原料価格変動額
	追加	＝平均原料価格－基準平均原料価格
	追加	b．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
	追加	原料価格変動額
	追加	＝基準平均原料価格－平均原料価格
11．名義の変更	変更	12．名義の変更
お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。		お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。
12．契約の変更または解約	変更	13．契約の変更または解約
（1）　お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または２（1）の規定によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。		（1）　お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または２（1）の規定によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。
（2）　当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。		（2）　当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
（3）　お客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社はこの選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。なお、４の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。		（3）　お客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社はこの選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。なお、４の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
（4）　お客さまがスイッチングによりこの選択約款にもとづく契約を解約する場合には、あらかじめ解約希望日（定例検針日といたします。）を定めて、その30日前までに当社に通知していただきます。これを超えて通知をいただいた場合にはご指定の解約希望日に解約できない場合があります。なお、変更後のガス小売事業者が当社（導管部門）を介して当社にお客さまの解約を通知できる場合には、お客さまから当社への通知は必要ありません。		（4）　お客さまがスイッチングによりこの選択約款にもとづく契約を解約する場合には、あらかじめ解約希望日（定例検針日といたします。）を定めて、その30日前までに当社に通知していただきます。これを超えて通知をいただいた場合にはご指定の解約希望日に解約できない場合があります。なお、変更後のガス小売事業者が当社（導管部門）を介して当社にお客さまの解約を通知できる場合には、お客さまから当社への通知は必要ありません。
13．その他	変更	14．その他
（1）　本支管を延長する工事を伴う場合は、当社負担額は当社の工事約款の規定にもとづき算定いたします。		（1）　本支管を延長する工事を伴う場合は、当社負担額は当社の工事約款の規定にもとづき算定いたします。
（2）　道路上にガス灯が設置される場合であって、本支管からガス灯が占有する区画に至る導管経路上に内管が存在しない場合、本支管から分岐してガス灯が占有する区画との境界線までの導管を供給管、以降の器具バルブまでの導管を内管、器具バルブ以降を消費機器とみなします。		（2）　道路上にガス灯が設置される場合であって、本支管からガス灯が占有する区画に至る導管経路上に内管が存在しない場合、本支管から分岐してガス灯が占有する区画との境界線までの導管を供給管、以降の器具バルブまでの導管を内管、器具バルブ以降を消費機器とみなします。
（3）　その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。		（3）　その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。
付則		付則
1．実施の期日		1．実施の期日
この選択約款は令和元年10月１日から実施いたします。	削除	

現行	備　考	変更後
	追加	この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は，令和２年
	追加	10月30日から実施いたします。
	追加	
	追加	2．地区の統合に伴う四街道12Ａ地区のお客さまについての取扱い
	追加	令和２年10月29日まで令和元年10月１日実施のガス灯契約（四
	追加	街道12Ａ地区）（以下「旧選択約款」といいます。）を適用中のお
	追加	客さまについては，令和２年10月30日から本選択約款を適用し，
	追加	３．本選択約款の実施に伴う切り替え措置を講じます。
2．本選択約款の実施に伴う切り替え措置	変更	3．本選択約款の実施に伴う切り替え措置
当社は、令和元年９月30日以前から継続して供給し、令和元年10月１日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率を８パーセントとし、平成29年４月１日実施のガス灯契約（四街道12Ａ地区）に定める料金表により算定いたします。	削除	
	追加	当社は，令和２年10月29日まで旧選択約款の適用があり，令和２年10月30日以降、本選択約款が適用されるお客さまについて，令和２年10月30日とその前日が含まれる料金算定期間の料金は，次の算式により算定いたします。
	追加	
	追加	（算式）
	追加	料金（小数点第1位以下の端数切り捨て）
	追加	＝①旧選択約款適用期間の料金＋②本選択約款適用期間の料金
	追加	①旧選択約款適用期間の料金（小数点第３位以下の端数切り
	追加	捨て）
	追加	＝③旧選択約款別表第２の基本料金×Ｄ１／Ｄ(小数点第３位
	追加	以下の端数切り捨て）＋④旧選択約款別表第２の単位料金
	追加	×Ｖ１
	追加	②本選択約款適用期間の料金（小数点第３位以下の端数切り
	追加	捨て）
	追加	＝⑤本選択約款別表第２の基本料金×Ｄ２／Ｄ(小数点第３位
	追加	以下の端数切り捨て）＋⑥本選択約款別表第２の調整単位
	追加	料金×Ｖ２
	追加	
	追加	（備　考）
	追加	旧選択約款＝令和元年10月１日実施のガス灯契約（四街道12Ａ
	追加	地区）
	追加	Ｄ＝料金算定期間の日数（ただし，ガス基本約款18(3)の①から
	追加	⑤のいずれかに該当する場合は，基本料金の按分の算式のＤを30
	追加	とします。）
	追加	Ｄ１＝Ｄのうち令和２年10月29日までの期間に属する日数
	追加	Ｄ２＝Ｄのうち令和２年10月30日以降の期間に属する日数
	追加	Ｖ＝料金算定期間の使用量
	追加	Ｖ１＝Ｖのうち旧選択約款適用期間の使用量
	追加	＝Ｖ－Ｖ２
	追加	Ｖ２＝Ｖのうち本選択約款適用期間の使用量（小数点第１位以下
	追加	の端数切り捨て）
	追加	
	追加	$= V \times \frac{41 \times D2}{45 \times D1 + 41 \times D2}$
（別表第１） 料金および消費税等相当額の算定方法 (1)　料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。 (2)　従量料金は、単位料金に契約月別使用量を乗じて算定いたします。 （備考） 上記の料金の算定式は次のとおりとなります。 料金＝基本料金＋単位料金×契約月別使用量 (3)　料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 料金に含まれる消費税等相当額 ＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）（１円未満の端数切り捨て）		（別表第１） 料金および消費税等相当額の算定方法 (1)　料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。 変更　(2)　従量料金は、基準単位料金または11の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に契約月別使用量を乗じて算定いたします。 （備考） 上記の料金の算定式は次のとおりとなります。 料金＝基本料金＋単位料金×契約月別使用量 (3)　料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 料金に含まれる消費税等相当額 ＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）（１円未満の端数切り捨て）
	追加	(4)　調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
	追加	① 料金算定期間の末日が１月１日から１月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
	追加	② 料金算定期間の末日が２月１日から２月末日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
	追加	③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
	追加	④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年１月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
	追加	⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年２月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

現行	備　考	変更後
	追加	⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
	追加	⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
	追加	⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
	追加	⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
	追加	⑩ 料金算定期間の末日が10月１日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
	追加	⑪ 料金算定期間の末日が11月１日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
	追加	⑫ 料金算定期間の末日が12月１日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
（別表第２）		（別表第２）
料金表		料金表
(1)　基本料金		(1)　基本料金
１か月につき		１か月につき
902.00円	変更	825.00円
（消費税等相当額を含みます。）		（消費税等相当額を含みます。）
(2)　単位料金	変更	(2)　基準単位料金
１立方メートルにつき		１立方メートルにつき
60.45円	変更	80.55円
（消費税等相当額を含みます。）		（消費税等相当額を含みます。）
	追加	(3)　調整単位料金
	追加	(2) の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。